

～知って役立つ～

町からの お知らせ

内之浦地区農業まつりに ごよう

内之浦地区農業まつりは、昨年に引き続き中止とさせていただきます。農業まつりを楽しみにされていた皆さまには大変申し訳ございませんが、ご理解いただきますようお願い致します。

▼お問い合わせ先

肝付町役場 農業振興課
☎0994(65)8417

巡回無料法律相談の お知らせ

鹿児島県弁護士会主催の無料法律相談会が実施されます。予約制ですが、定数に満たない場合は、当日受付も可能です。

▼日時

11月24日(金)
午後1時～4時

▼場所 肝付町役場第2会議室

▼予約・お問い合わせ先

鹿児島県弁護士会
☎099(226)3765

令和6年度 肝付町 建設工事等入札参加資格 申請の受付開始について

入札参加資格申請の受付を開始します。

▼受付対象

建設工事・業務委託・役務の提供・物品納入等

▼団体名 肝付町

▼有効期限 令和6年4月1日～令和8年3月31日

▼受付期間

12月1日～2月29日午後5時(2月29日消印有効)

※特別な事情のない限り、期限を過ぎたものについては原則として受けられません。

▼受付方法

建設課まで郵送又は詳細については、肝付町ホームページをご覧ください。



▲町ホームページ

▼お問い合わせ先

肝付町役場 建設課
☎0994(65)8424

水道料金支払いに関する インボイス対応について

10月1日から適格請求書等保存方式(インボイス制度)が開始されたことに伴い、消費税申告で仕入税額控除の適用を受けるためには適格請求書の保存が必要です。

肝付町の水道料金を支払っている方は、水道課窓口で発行する「消費税額明細書」を保存してください。

消費税額明細書の発行を希望される方は窓口または町ホームページに掲載してある「消費税額明細書発行依頼書」を提出してください。

依頼書に記入された事業年度終了後に、対象月分の消費税額明細書を発行します。(依頼者と契約者の関係について確認をする場合があります。)

※適格請求書保存方式(インボイス制度)導入によるお客様への請求額の変更はありません。

肝付町水道事業の登録番号

肝付町水道事業
T8800020002136

▼お問い合わせ先

肝付町役場 水道課
☎0994(65)8415

肝付町水道事業と契約、 請求業務などを行う 事業者の皆様へ

令和5年10月1日以降に、消費税の納税義務である課税事業者は肝付町水道事業と契約、請求業務などを行う場合、インボイス制度の要件を満たす適格請求書の交付が必要です(書式不問・参考様式は町ホームページに掲載)。

詳細についてはお問い合わせください。

▼お問い合わせ先

肝付町役場 水道課
☎0994(65)8415

有害鳥獣から一体的に 農作物を守りましょう

国の事業で鳥獣による侵入防止柵を導入できます。

導入には、近隣農地の農家さんと、3戸以上のグループを作り、設置の計画を立てることが必要です。申込方法についてや、立地等によりグループを作るのが難しい場合は、町の事業もありますので、お問い合わせください。



▼お問い合わせ先

女性の人権ホットライン

法務局では、DVやセクシュアルハラスメントなど、女性をめぐる様々な人権問題の解決を図ることを目的として、「女性の人権ホットライン」を設置し、相談を受けています。

全国一斉で、11月15日から21日を「女性の人権ホットライン強化週間」とし、相談時間を延長するなどの取り組みを実施しています。

▼相談受付時間※強化週間中

平日…午前8時30分～午後7時
土日…午前10時～午後5時

▼電話番号

☎0570(070)810
※IP電話不可

▼お問い合わせ先

鹿児島地方法務局 人権擁護課
☎099(259)0684

肝付町役場 農業振興課

☎0994(65)8417